様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

| 認定申請書  申請年月日　 　　2025年　8月　6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃくろすと  株式会社Xst  （ふりがな）おくだりき  　奥田　理基  住所　〒166-0001  東京都杉並区阿佐ヶ谷北1-1-13  法人番号　1010401164441  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| --- |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社Xst DX特設ページ（Notion） | | --- | --- | | 公表日 | 2025年 5月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | Notionにて特設公開ページを作成  項目１ <https://xst-corp.notion.site/Xst-DX-1ee61529c3c080f394c9f224f99470c4> | | 記載内容抜粋 | 株式会社Xstでは、不動産賃貸仲介業における紙文化・属人化された業務慣習を見直し、お客様とスタッフ双方にとってスマートで快適な体験を提供するため、クラウドとAIを活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進しています。  テクノロジーの力で、少人数でも最大限の生産性を発揮し、顧客に価値を届ける組織を実現することを目指し、業務の仕組み化・自動化を通じて、人的リソースに依存せず、安定した高品質サービスを提供できる体制の構築を進めています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関として、代表取締役（実務執行総括責任者）である奥田理基が単独で意思決定を実施。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社Xst DX特設ページ（Notion） | | --- | --- | | 公表日 | 2025年 5月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | Notionにて特設公開ページを作成  項目２ <https://xst-corp.notion.site/Xst-DX-1ee61529c3c080f394c9f224f99470c4> | | 記載内容抜粋 | Notionにより、顧客情報・物件データ・業務マニュアルをクラウド一元管理し、Slackでは社内コミュニケーションの即時化と対応状況の可視化を実現。  03plusによりFAX送受信履歴も含めた応対記録を蓄積・分析し、属人的な対応の排除と標準化、スピード向上を推進。  さらに、Notion上に蓄積した成約率や反響頻度などの実績データをもとに、優先提案ロジックを構築し、ChatGPTによる提案文・顧客フォローメッセージ等の自動生成に活用。  電子契約の導入も段階的に検討しており、FAXや紙契約・口頭対応などのアナログ業務も順次デジタル化。データに基づく定期的なフィードバックにより提案手法を改善し、少人数でも持続的な業務改善と高品質な顧客対応を可能にする経営基盤を構築している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関として、代表取締役（実務執行総括責任者）である奥田理基が単独で意思決定を行い、全社戦略として決定。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   | 戦略における記載箇所・ページ | Notionにて特設公開ページを作成  項目５[https://xst-corp.notion.site/Xst-DX-1ee6159c3c080f394c9f224f99470c4](https://xst-corp.notion.site/Xst-DX-1ee61529c3c080f394c9f224f99470c4) | | --- | --- | | 記載内容抜粋 | DX推進責任者は代表取締役（実務執行総括責任者）である奥田理基が務め、営業現場を熟知した担当者と連携して推進体制を構築している。  また、人材育成・確保においては、外部の最新ツール（ChatGPT等）の社内検証・導入を担当者単位で実施し、活用事例や業務フローへの反映を通じて現場主導でのスキル定着を図っている。今後も、定期的な情報共有や勉強会等を通じて、少人数でも実行可能な実践型DX人材の継続的な育成を行う方針である。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   | 戦略における記載箇所・ページ | Notionにて特設公開ページを作成  項目２<https://xst-corp.notion.site/Xst-DX-1ee61529c3c080f394c9f224f99470c4> | | --- | --- | | 記載内容抜粋 | クラウドツールの導入、ペーパーレスFAX、AI活用による業務省力化。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社Xst DX特設ページ（Notion） | | --- | --- | | 公表日 | 2025年 5月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | Notionにて特設公開ページを作成  項目３<https://xst-corp.notion.site/Xst-DX-1ee61529c3c080f394c9f224f99470c4> | | 記載内容抜粋 | 紙削減率50%、顧客対応速度20%短縮、マニュアル100%デジタル化等の目標を設定。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   | 発信日 | 2025年 5月 10日 | | --- | --- | | 発信方法 | NotionによるWeb公開。  <https://xst-corp.notion.site/Xst-DX-1ee61529c3c080f394c9f224f99470c4>  代表取締役（実務執行総括責任者）によるDX戦略に関するメッセージを、以下の特設ページの冒頭にて発信している。誰でも閲覧可能な状態で、対外的に公開されている。 | | 発信内容 | 私たちは、従来の不動産業界にありがちな紙・電話・FAXといった古い文化や、「担当者の経験と勘」に依存した非効率な商習慣を打破し、誰が対応しても高品質な接客・提案が行えるよう、あらゆる業務の仕組み化とデジタル化を進めています。  少人数体制でも最大限の成果を出せるよう、テクノロジーの力で事業基盤を整え、再現性のある業務設計と顧客体験の最適化を両立することで、持続的に成長できる会社を目指していきます。  代表取締役　奥田理基 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   | 実施時期 | 2022年 4月頃～ 継続実施中 | | --- | --- | | 実施内容 | 代表取締役 奥田理基（実務執行総括責任者）が主導し、当社の情報処理システムに関する課題の把握と改善活動を継続的に実施。  契約書類の紙依存、FAX文化、情報共有の属人化などの業界共通課題に対し、Slack・Notion・Googleスプレッドシート等のクラウドツールを活用して現状を整理し、Notion上に課題管理ページを構築。  課題の把握・分類・進捗状況を可視化し、対応方針をSlackで全社共有している。  上記の内容は、別添のNotionページ（PDF）にて確認可能。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   | 実施時期 | 2024年　4月頃～ 継続実施中 | | --- | --- | | 実施内容 | ChatGPTやSlackなどのAI・クラウドツール導入に伴い、セキュリティポリシーの確認を行い、パスワード管理・アクセス権限の設定・クラウド上の情報管理体制を整備。03plusについても導入時に利用規約・管理権限を確認済。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | --- | --- | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   | 文書等の名称 |  | | --- | --- | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   | 文書等の名称 |  | | --- | --- | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   | 文書等の名称 |  | | --- | --- | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | --- | --- | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | --- | --- | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。